



Vol. 4

日本維新の会 NEWS

ごあいさつ いわき市議会議員の小野光貴です。今回は、いわき市議会令和7年10月定例会における一般質問の内容についてお届けします。大きく分けて、①**財政について** ②**医療について** の2点について質問しました。

①**財政については、事業所税、中長期的な財政の見通しについて質問を行いました。**
②**医療については、医療機関の誘致、福島県立大野病院、福島労災病院について質問を行いました。**
今後も皆様の声をいただきながら、いわき市がより暮らしやすいまちとなるよう活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

いわき市議会
令和7年10月定例会
議会動画

【令和7年10月定例会一般質問】

令和7年いわき市議会10月定例会において、市政一般に対する質問を次のとおり行いました。

① 財政について

社会情勢の変化で地方財政が厳しさを増す中、財政健全化と限られた資源の重点配分というジレンマへの対応が不可欠です。こうした状況を踏まえ、持続可能な行政運営のあり方について個別の質問に入らせていただきます。

① 事業所税について

Q1 事業所税の概要について。

A1 財政部長：事業所税は、都市環境の整備・改善費用に充てる目的税で、行政サービスと事業所の受益関係に基づき課税されます。構成は、事業所の床面積を課税標準とする「資産割」と、従業者の給与総額を対象とする「従業者割」の二本立てとなっているのが特徴です。

事業所税は、一定規模の都市で環境整備の財源を確保するための税です。インフラの維持管理という市民生活の基盤を支える目的を持つため、市長が掲げる公共事業費の増額という公約を具現化する上で、非常に密接な関わりを持つ重要な財源であると言えます。

Q2 事業所税の過去3か年の歳入決算額について。

A2 財政部長：過去3か年の事業所税（現年・滞納繰越分）の収入済額は、令和4年度が約24億円、5年度は約24億7,000万円、6年度は約24億6,000万円と堅調に推移しております。

本市が公共事業を推進する上で、事業所税は極めて貴重な財源です。しかし、この税は一定の都市規模が課税の前提となるため、急速な人口減少に直面する現状では、将来的に課税要件を維持し続けられるか強い懸念が残ります。都市の活力を維持し、税収基盤をいかに守り抜くかが、今後の市政運営における大きな課題と言えます。



Q3 事業所税の課税団体の要件について。

A3 財政部長：事業所税の課税団体は地方税法で規定されており、東京都特別区や政令指定都市、首都圏・近畿圏の既成市街地を有する市のほか、直近の国勢調査または住民基本台帳の人口が30万人以上の市のうち、政令で指定された自治体が対象となります。本市は、この人口要件（30万人以上）に該当するため、事業所税の課税団体に指定されています。都市機能の維持や環境整備の財源として、重要な役割を担っています。

事業所税の課税要件において、人口30万人のラインは極めて重要です。今回この問題を提起したのは、本市の住民基本台帳人口が外国人を含め30万人を割り込んだためです。令和7年実施の国勢調査で同様の結果となれば、

貴重な財源を喪失する事態に繋がりがかねません。

本市には避難により住民票を移さず居住されている方が多く、例年、国勢調査人口が住民基本台帳人口を上回る特殊事情があります。そのため、今回の調査ですぐに基準を下回る可能性は低いものの、住基人口がすでに30万人を割り込んでいる事実は重く受け止めるべきです。将来的な財源喪失が現実味を帯びる中、人口動態がもたらすリスクを正しく認識し、対策を講じることが急務です。

Q4 事業所税の課税団体の要件から外れるのは何年になるかと想定しているか。

A4 財政部長：第2期いわき創生総合戦略の推計では、2030年の本市人口は29万2千人とされ、同年の国勢調査で30万人を割り込むことが確実視されています。通例、調査結果が確定し翌年の官報に公示された時点で要件から外れるため、2031年度中にも事業所税の課税停止という事態が想定されます。

事業所等にも影響が及ぶものでありますから、混乱を招かないような周知の時期や方法などについては、特にご留意くださるようお願いいたします。

Q5 事業所税を課税できなくなることによる財政的な影響をどのように想定しているのか。

A5 財政部長：事業所税が廃止された場合、年間約24億円の減収となりますが、その75%が普通交付税で補填されるため、市の歳入への実質的な影響額は約6億円に留まる見込みです。一方、事業者側にとっては税負担の軽減が経営基盤の強化に寄与するというメリットもあります。さらに、企業誘致の観点では「事業所税が課されない都市」であることが強力なセールスポイントとなり、新たな投資や進出先として本市が選ばれるための優位性を確保できるなど、地域経済の活性化に向けた一定の波及効果が期待される側面もあります。

地方交付税の措置によって先ほどご答弁いただいた歳入決算額と同規模の金額がそのまま減収になるわけではないということで安心しましたが、それでもなお、かなりの規模で減収が見込まれることは確かです。

② 中長期的な財政の見通しについて

将来的に事業所税という貴重な財源の喪失が見込まれる中、市長が掲げる公共事業費の増額は、市債残高の増加を通じて中長期的な財政負担を招く懸念があります。私は公共事業を否定するのではなく、老朽化するインフラ整備の重要性が高まるからこそ、将来世代へ過度な負担を強いなが持続可能な財政運営が不可欠だと考えています。

令和7年度で現行の中期財政計画が終了しますが、事業所税の課税停止時期がおおむね見通せるようになった今、5年単位の計画に留まるべきではありません。減収による実質的な影響や、人口減少に伴う市税全体の動向を冷徹に見極め、より長期的な時間軸で財政の健全性を検証する必要があります。責任ある市政運営のためにも、次期計画の策定にあたっては、財源喪失という現実を直視した、

先見性のある財政シミュレーションと戦略的な議論を強く求めるものです。

Q6 事業所税の喪失や公約に伴う公共事業費増など、収支両面での財政的影響を検証すべきと考えますが、本市の中長期的な財政見通しと健全性確保への所見を伺います。

A6 財政部長：現在、令和8年度を始期とする次期財政計画を策定中です。策定にあたっては、人口減少や少子高齢化、インフレによる歳出抑制の困難さといった社会経済情勢を鋭く注視する必要があります。さらに、ご指摘のあった事業所税の課税停止といった、近い将来起こり得る大きな環境変化も考慮しなければなりません。本市を取り巻くこれらの課題に対し、将来の財政需要や市税収入を一つ一つ丁寧に検証し、中長期的な視点を持って対応していくことが不可欠です。計画期間の設定も含め、次世代に責任を持てる、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための実効性ある計画を取りまとめまいります。

Q7 検証を踏まえた中長期的な財政の見通しを作成し、市民に分かりやすい形で公開すべきと考えますが、市の所見を伺います。

A7 財政部長：市政への理解と協力を得るには、行政情報の分かりやすい発信が不可欠です。現在、予算に関しては写真やグラフを用いた「予算案の概要」の公開に加え、令和6年度からは事業内容や推移を容易に検索できる「当初予算見える化ダッシュボード」を導入し、透明性の向上を図っています。策定中の次期財政計画においても「伝わる計画」を重視し、内容の平易化に努めます。さらに、出前講座の実施や広報紙への掲載など、多様な媒体を通じて積極的に情報発信を行い、市民にとって身近で開かれた財政運営を推進してまいります。こうした取り組みを重ねることで、将来の財政課題についても市民の皆様と認識を共有し、共に歩む市政運営を目指します。

地方自治体の財政は複雑で広範な要素が絡み合うため、市民にとっては理解しづらいのが実情です。だからこそ、本市が令和6年度から導入した「当初予算見える化ダッシュボード」のように、財政状況を分かりやすく提示する取り組みは非常に意義深いものです。

自身の住むまちが行政の働きでどう変わるのか、そのビジョンを財政状況と共に市民と共有できれば、施策への理解と共感はより一層深まるはずで。限られた資源を効果的に活用し、市民の納得感を得られる透明性の高い市政運営を強く要望します。

適切な財政管理を前提とした上で、持続可能なまちづくりに向けた責任ある資源配分を改めてお願いします。

② 医療について

医療提供体制の強化は本市の喫緊の課題であり、市民の関心も極めて高く、先般の市長選でも大きな争点となりました。この経緯と重要性を踏まえ、市民が安心して暮らせる医療環境の構築に向け、具体的な個別の質問に入ります。

①医療機関の誘致について

市長は、いわき市長選挙立候補予定者公開討論会後の令和7年8月25日に、Xにおいて医療に関する考え方を投稿されていますが、越えながらその一部を抜粋して引用します。

【先日の公開討論（主催：いわき青年会議所）を踏まえ、市民の皆様のご質問にお答えします】

Q：四倉・久之浜など市北部の医療体制を、どのようにお考えでしょうか？

A：北部の医療は大切です。四倉駅前市街地再整備で、いくつか公共施設が空きます。その公共施設の跡地に、病院等の医療施設誘致も、進めたいです。さらに、建設予定の県立大野病院との救急体制強化も進めます。

先般の市長選では、各候補者がSNS等のネットサービスを駆使して戦いました。そこでの積極的な発信が、市民の投票行動に少なからず影響を与えたものと思われまます。

Q8 四倉地区の市街地再生に伴う公共施設跡地へ、医療機関を誘致する方針を掲げた背景について伺います。

A8 市長：就任からの4年間や市長選を通じ、医療充実を願う多くの切実な声を頂きました。特に四倉地区からは、市街地再生に伴う公共施設跡地への医療・福祉施設の誘致に強い期待が寄せられています。こうした地域ニーズを重く受け止め、医療機関等の進出機会を確実に捉えて誘致を実現したいと考えています。この決意から、令和7年8月の公開討論会において「四倉地区への医療機関誘致」を表明し、SNSでも広く発信しました。地域の安心を支える基盤整備として、市民の皆様への期待に応えるべく取り組む所存です。

市長の発信は、必ずしも市の公式見解と同一ではありませんが、多くの場合それと重なるものと受け止められます。今回の医療機関誘致に関する投稿も、市長個人の考えに留まらず、市という組織全体の強い意気込みの表れであると捉えています。この重みを背景に、着実な実現を期待します。

Q9 今後、医療機関の誘致をどのように推進していくのか伺います。

A9 保健福祉部長：医療提供体制の充実において、医療機関の誘致は極めて重要な施策です。本市では診療所医師を確保するため、新規開設や事業承継への補助金制度を運用しています。今年度は対象経費の拡大や要件緩和等の見直しを行い、新規・承継合わせて計4件の交付を予定しています。今後も利用者の声や他自治体の事例を研究し、制度のさらなる拡充を図ることで、地域医療を支える診療所の開設促進と体制強化に全力で取り組んでまいります。

補正予算に盛り込まれた診療所開設・承継支援事業など、市民ニーズに即した医療機関誘致への尽力は高く評価します。一方で、病院等の大規模施設の誘致には、診療所とは異なる高度な課題が伴うものと感じております。医療分野は行政の関与できる範囲に制約もありますが、地域医療の根幹を支える重要課題です。市には可能な限りの柔軟かつ粘り強い対応を強く要望し、次の中項目に移らせていただきます。

②福島県立大野病院について

市長のXでの投稿では、福島県立大野病院との救急医療体制強化にも言及がありました。同院は福島県立医科大学の附属病院として、令和11年度以降の再開が見込まれると報じら

れています。本市の救急医療を支える重要な拠点としての再生に、大きな期待が寄せられています。

Q10 福島県立大野病院との救急医療体制強化に言及した背景について伺います。

A10 市長：現在休止中の県立大野病院は、福島県や県立医科大学により2029年度以降の開院が目標されています。新病院が整備されれば、本市との機能補完を通じて双葉郡・いわき市双方の救急医療体制が大きく強化されることが期待されます。私自身、県関係者とこの重要性について対話を重ねてきた経緯があり、公開討論会での言及やSNSでの発信に至りました。広域的な医療連携の拠点として、市民の安心に直結する救急体制の構築に向け、県や大学との緊密な連携をさらに深めていく決意です。

大野病院に近い四倉・久之浜地区の住民にとって、病院再開は医療の選択肢を広げる大きな希望です。具体的な方針が未公表なため、詳細は進展を待って改めて確認したいと考えます。懸念されるのは医療人材の確保です。近接する市外に新たな中核病院が整備されることで、市内の限られた人材が流出するリスクは無視できません。一方で、近隣自治体との連携強化は、広域的な救急医療体制の構築において大きなプラスとなるはずで、救急体制の強化には、行政による病院間連携の強力な支援が欠かせません。人材確保の課題を注視しつつ、地域を越えた医療ネットワークの最適化に努めることを強く要望します。

Q11 救急医療体制の強化にあたって、病院間の連携強化の取組みをどのように進めていくのか。

A11 保健福祉部長：救急医療体制の推進には、病院間の緊密な連携が不可欠です。本市では、休日・夜間の二次救急を確保するため、当番制で患者を受け入れる「病院群輪番制」を運営する市病院協議会へ補助金を交付しています。さらに今年度からは、平日の受入体制強化を目的とした「救急患者受入強化支援事業」を新設し、受入実績に応じた支援を開始しました。今後はこれらの事業効果を精査し、市病院協議会との連携を一層深め、病院間のネットワークを強固にすることで、市民が24時間365日安心して救急医療を受けられる体制の維持・向上に努めてまいります。

これまでは市内の病院間連携が主眼でしたが、県立大野病院の再開という新たな局面を迎え、市外医療機関との広域的な連携も視野に入れるべきです。同院の動向を注視し、双葉郡と本市の双方が恩恵を享受できる体制構築を強く求めます。地域を越えた医療ネットワークの強化が、住民の安心に直結します。本市と近隣自治体が互いに利益を得られる連携の実現を要望し、次の中項目に移ります。

③福島労災病院について

福島労災病院の移転計画は、平成29年度に市、医療創生大学、病院の三者で基本合意書が締結された重要な案件です。移転候補地である中央の土地問題もあり、市が主体的に関与してきた経緯があります。しかし、本議会で最後に取り上げられた令和3年2月から約4年半が経過しました。この間、社会経済情勢や医療環境は激変しており、当時の合意内容や計画の進捗状況には大きな変化が生じているはずで、市民の関心が高い医療体制の再編に関わる問題であり、市が公的に関与した経緯がある以上、現在の状況を不透明なままにすべきではありません。これまでの議論を踏まえ、改めて現在の検討状況と市の姿勢を明確にす

るため、このテーマを取り上げます。

Q12 平成29年度に結ばれた福島労災病院の移転に関する基本合意書の概要について。

A12 保健福祉部長：平成29年5月、市・旧いわき明星大学・福島労災病院の三者で「移転に関する基本合意書」を締結しました。大学所有地への移転実現に向けた連携や土地交換などを確認し、同年8月には測量等の費用負担を定めた確認書も取り交わしています。しかし、令和5年8月に病院側から、移転予定地の安全性等を理由とした合意撤回の申し出がありました。これを受け、同年12月に三者で撤回に係る確認書を取り交わし、移転計画は白紙となりました。現在、市は病院の建て替え事業に直接関与する立場にはありませんが、地域医療の重要拠点であることから、現地での建て替え計画の進捗については、病院側から適時情報提供を受けて注視している状況です。今後も市民の医療環境確保の観点から、動向を把握してまいります。

中央への移転が白紙となり、福島労災病院が現在地での建替え方針となったことは承知しています。現状が維持されることは一見影響がないようであるが、医療機関の適正配置の観点からすると、市医療センターに近接する現在地での存続は、医療資源の地域的な不均衡を中長期的に固定化させる懸念があります。こうした偏りが、四倉・久之浜地区の医療ニーズの顕在化に繋がっているとも考えられます。病院側の判断を尊重せざるを得ない以上、今後の市の役割は極めて重要です。立地が変わらないからこそ、これまで以上に同



Q13 福島労災病院と連携した地域医療の推進に係る取組みについて。

A13 保健福祉部長：福島労災病院との連携では、東京医科大学への寄附講座「運動機能再建外科学いわき地域教育寄附講座」の設置が象徴的です。整形外科分野の医師確保と二次救急の強化、総合診療医の育成を目的とし、現在3名の常勤医師が派遣されています。また、初期臨床研修医を受け入れている市内3病院合同の勉強会開催や、医学生向け合同説明会への参加を支援しています。さらに、市が実施する地域医療セミナーでは、同病院に病院見学等の協力を頂いています。こうした多角的な連携を通じ、医療人材の育成・確保と地域の医療の質の向上に、引き続き同病院と一体となって取り組んでまいります。

医療は行政のみで解決し得る課題ではなく、民間主体の支援が実情です。しかし、いわきFCの新スタジアム構想における市の積極的な関与を拝見し、民設民営の事業であっても行政が果たせる役割の多様さを強く実感しました。この支援の手法は、医療分野にも応用できる可能性を秘めています。市民の関心が極めて高い医療提供体制の確保に向け、スタジアム事業で示されたような柔軟かつ粘り強い連携を、関係機関と一層深めながら推進していただくことを強く要望します。

